大玉村都市計画マスタープラン及び大玉村立地適正化計画

検討委員会設置要綱

（設置）

第1条　都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく都市計画マスタープラン及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画の策定に関し専門的な検討を行うため、大玉村都市計画マスタープラン及び大玉村立地適正化計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を村長に報告する。

1. 都市計画マスタープランの策定に関すること。
2. 立地適正化計画の策定に関すること。
3. その他委員会において必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条　委員会は、委員18人以内で組織する。

2　委員は、大玉村に関係する機関及び団体の構成員並びに都市計画に関する知識経験を有する者のうちから村長が委嘱する。

（任期）

第4条　委員の任期は、委嘱の日から計画策定が完了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、村長が招集する。

2　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3　委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（報償）

第7条　委員の報償は、予算の定めるところによる。

（庶務）

第8条　委員会の庶務は、産業建設部建設課において処理する。

（その他）

第9条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年１月１９日から施行する。